

2020年度 各種奨学金 一覧

令和2年4月27日 現在

	奨学金名	給付/貸与	金額	対象学年	他の奨学金との併用	該当要件	校内締切
①	亀井記念財団奨学金	給付	月額1万円	1～3年生	可	高校生にふさわしい生活態度・信条を持ち、かつ水準以上の学力(平均以上)で向学心があり、家庭の事情から学費の負担が困難な生徒 ※学校で取りまとめて申請します。	4月28日(火) 5月11日(月) ※4/24変更
②	宮城県高等学校等育英奨学資金(在学)	貸与	自宅通学者: 3万円 自宅外通学者: 3万5千円	1～3年生	一部不可(他の育英奨学資金・被災生徒奨学資金との併用は不可)	保護者が宮城県内に住所を有し、前年度の成績(全科目の平均値)が新1年生(3.5以上)新2・3年(3.0以上)で、家計が基準以下(4人世帯で給与支払額779万円以下、事業所得額322万円以下が目安です)の生徒 ※学校で取りまとめて申請します。	4月23日(木) 5月7日(木) ※4/17変更
③	宮城県高等学校等育英奨学資金(家計急変)	貸与	自宅通学者: 3万円 自宅外通学者: 3万5千円	1～3年生	一部不可(他の育英奨学資金・被災生徒奨学資金との併用は不可)	保護者が宮城県内に住所を有し、家計が基準以下(4人世帯で給与支払額779万円以下、事業所得額322万円以下が目安です)で、災害・リストラその他が1年以内に発生し、家計が急変した生徒 ※学校で取りまとめて申請します。来年1月まで随時応募できます。	1月中旬
④	宮城県高等学校等育英奨学資金(台風)	貸与	自宅通学者: 3万円 自宅外通学者: 3万5千円	1～3年生	一部不可(他の育英奨学資金・被災生徒奨学資金との併用は不可)	保護者が宮城県内に住所を有し、台風19号により被災し、次のいずれかの事由に該当する生徒。 (1)居住する家屋が全半壊・全半壊またはこれに準ずる損害を受けた (2)家計支持者が死亡、行方不明または重篤な疾病を負った ※学校で取りまとめて申請します。来年1月まで随時応募できます。	1月中旬
⑤	あしなが育英会奨学金	給付・貸与	月額5万円 (うち貸与3万円、給付2万円)	1～3年生	可	保護者が病気や災害(道路における交通事故を除く)、自死などで死亡、または保護者が1～5級の障害認定(※)を受けていて、経済的な援助を必要としている生徒 ※自主応募で、12月まで随時応募できます。学校で在学証明する必要があります。 あしなが育英会HP: <a href="https://www.ashinaga.org/">https://www.ashinaga.org/</a>	12月15日(火) ※随時締切に間に合うよう、余裕を持って在学証明依頼をしてください。
⑥	庄慶会奨学金	貸与	月額3万3千円	1～3年生	一部不可(貸与奨学金との併用は不可)	他の貸与奨学金を受けていない、生計に困難のある家庭の生徒 ※学校で取りまとめて申請します。	5月8日(金)
⑦	朝鮮奨学会奨学金	給付	月額1万円	1～3年生	一部不可(他の朝鮮・韓国奨学機関による奨学金との併用は不可)	前年度の評定平均値が3.0以上であり、学費の支弁が困難な韓国人・朝鮮人(特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証明書の国籍表示が韓国もしくは朝鮮)の生徒 ※自主応募で、インターネット受付も可能ですが、学校で在学証明する必要があります。 公益財団法人朝鮮奨学会HP: <a href="http://www.korean-s-f.or.jp">http://www.korean-s-f.or.jp</a>	5月25日(月)
⑧	交通遺児育英会奨学金(在学)	給付	月額2～4万円	1～3年生	可	保護者等が道路における交通事故で死亡 または 重い後遺障害で働けない生徒。 ※自主応募ですが、学校で在学証明する必要があります。来年1月まで随時応募できます。 交通遺児育英会HP: <a href="https://www.kotsujii.com/">https://www.kotsujii.com/</a>	1月中旬
⑨	多田脩學育英會奨学金	給付	月額2～4万円	1年生	可	・日本国籍を有し、家庭が経済的困窮状態にあり、成績が評定平均3以上である生徒。 ・育英会の実践する人間学(道徳教育)の修学意欲が旺盛な生徒(育英会オリジナルテキスト(1～6巻)による課題の提出および年1～2回東京にて開催される講座(宿泊)への出席義務があります)。 ・採用は1次(書類)、2次(作文)、3次は東京での面接があります。 ・各校1名のみ申請可能。2名以上申請があった場合は校内選考します。  ※学校で取りまとめて申請します。 多田脩學育英會HP: <a href="http://www.tada-shugaku.org/">http://www.tada-shugaku.org/</a>	5月29日(金)
⑩	福島県奨学資金(震災特例採用) ※ 4/27更新	貸与 ※卒業後1年間の収入見込みが一定額を超えない場合は返還義務を免除	自宅通学者: 3万円 自宅外通学者: 3万5千円	全学年	一部不可(他の貸与型奨学金と併用不可。福島県東日本大震災子ども支援基金給付金(月額金)との併用不可)	保護者が福島県内に住所を有し、東日本大震災により被災し、下記いずれかの事由で家計が急変したことにより修学が困難で、家計所得が基準以下(4人世帯で給与785万円以下、事業所得額330万円以下が目安です)の生徒 (1)申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合 (2)警戒区域又は計画的避難区域内に居住して避難した場合 (3)緊急時避難準備区域、屋内退避指示がでた区域等に居住して市町村の判断により避難した場合 (4)主たる家計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合 (5)主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合 (6)その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める者  ※学校で取りまとめて申請します。	7月6日(月)

《 注 意 事 項 》

- 上記の奨学金を希望される方は事務室 担当者までメールにてご連絡ください。
- コロナウイルスの影響のため(休校延長等)、締切が変更になる可能性があります。
- 申請書類を確認し、不備があった場合、返却することもあります。早めのご提出をお願いします。
- 大学予約奨学金(日本学生支援機構)に関しましてはメールにてお送りしましたアンケートにご回答いただきますようお願い申し上げます(メールでの申請は不要です)。

奨学金担当 佐藤  
E-mail: [m-sato@st-ursula.ac.jp](mailto:m-sato@st-ursula.ac.jp)